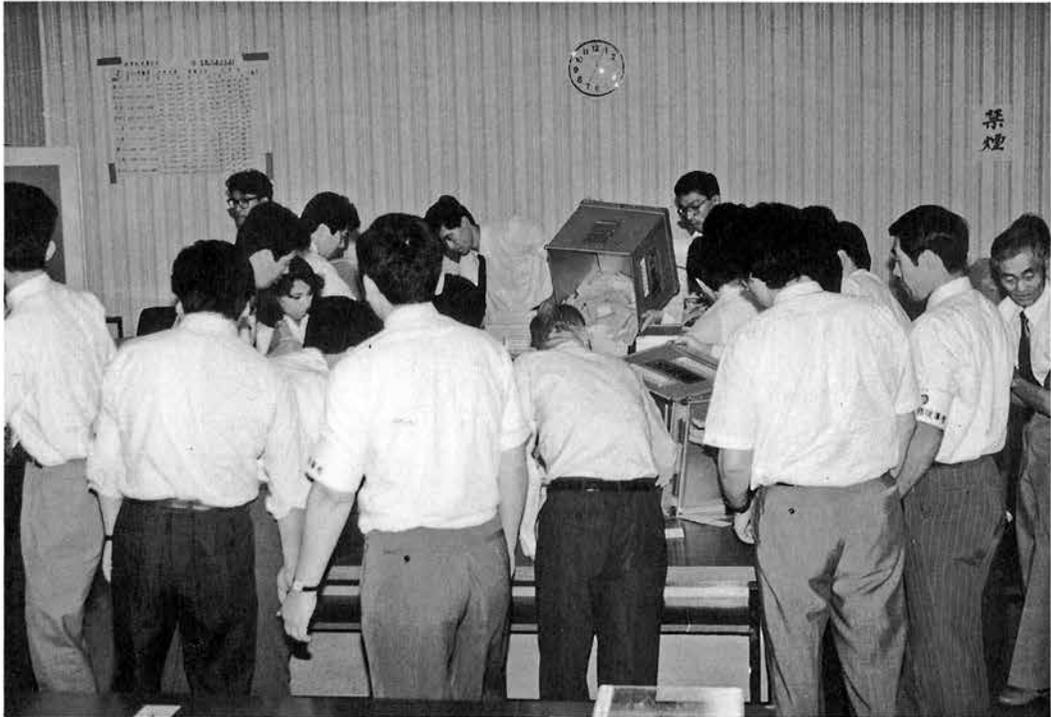


議会だより

〒019-08 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1 ☎(0182)-47-2111



どうなる国政!!

もくじ

出生祝金条例を制定.....	2頁
村長の行政報告.....	3頁
村税・国保税の条例改正.....	3頁
一般質問(後藤 作議員).....	4～5頁
一般質問(佐々木勇治議員).....	5頁

もくじ

議案(条例改正案)審議.....	6～7頁
臨時議会について.....	7頁
部落要望・視察結果.....	8～9頁
請願・陳情等の審議結果.....	10頁
こちら傍聴席(滝ノ沢・佐々木克郎さん).....	5頁

出生祝い金条例を制定

平成5年4月1日以降の出生者から対象



この子らに村の将来を託す……

6月定例会

こんなことが
決まりました

六月定例会は、去る六月十四日に招集され、十八日までの会期で開かれた。この定例会には、出生祝い金条例や税条例の改正案などが提案されたほか、極左暴力集団等の排除に関する決議案などが提案されたが、これらすべての議案等は、原案可決となった。

出生祝い金条例を

満場一致で可決

（第一子・第二子へ十万円、
第三子以降には三十万円を支給）

村の、出生率向上と多くの子どもたちが、健やかに育つことを願って、出生祝い金の制度を条例制定した。

村の発展を担う若者を育み、健康で活気に満ちた村づくりを

出生祝い金の支給額

・第一子または第二子を出産した人……………それぞれ、十万円
・第三子以降を出産した人……………三十万円

出生祝い金の支給要件

・「お母さんが村に住民登録があって、しかも居住していること」とか「その子のお兄さんお姉さんが村に住民登録されていること」など、支給されるための条件がいくつかあります。詳しいことは、役場住民課福祉係へお問い合わせください。

村長

行政報告



村長 後藤 幸司

須川温泉へ休日等の バス運行実現に大きな期待

ており、これに拍車をかけているのが景気低迷による消費の鈍化で、これが牛などの価格に影響しているとも言われている。夏には上向くとの観測もあるが依然不透明であり、今後とも動向には注目して行きたい。

▼須川大森山麓開発計画は社会経済情勢の変化に対応しながら事業内容や手法などを、再検討して着実に進めて行きたい。

▼雪消えの遅い春であったことにより低温が続く育苗管理などにも影響を与えて、稲苗不足も心配されたが、関係者等の努力によって何とか回避ができた。



東成瀬小児童と交流する
ダニエル・マリオン氏

▼トマトも育苗に失敗し、一時は大変心配したが、今は十日、二週間程度の遅れだというので今後の農家の努力による回復に期待している。

▼畜産は市場価格の低迷が続い

土地の評価替えに伴う村税条例の改正

土地評価額が上昇しても、固定資産税は大幅増税にならない

平成六年度に土地(宅地)の評価替えが行われ、公的評価額の均衡化と適正化が図られることになった。

これにより、村の土地評価額が上がることになり、村の固定資産税にも影響が出てくる。

しかしこの評価替えは、固定資産税の増税を目的としたものではないことから、評価額の上昇によって固定資産税が急激な増税とならないよう、次のような調整措置が講じられる。

個人村民税の非課税限度額を引き上げ

村民税の非課税額を、次のように改めた。

均等割額・所得割額の算定において扶養親族等を有する者の

国保税の課税限度額や税額算定率などを改正し、減税となる

国民健康保険税の課税限度額を四十六万円から五十万円に引き上げた。

減税の対象となる所得基準額を二十二万五千円から二十三万円に引き上げた。

評価の特例措置の拡充。

二つ目は、評価の上昇割合の高い宅地に対する暫定的な課税標準の特例措置の新設。

三つ目は、前年度の税額を基礎とした、よりなだらかな税負担調整措置の実施。

以上の三点のほか、総合的で且つ適切な調整措置が講じられることにより「村の固定資産税は、平成五年の税額に比較しても急激な増額とはならない」として、改正案は、賛成多数で原案可決となった。

非課税額に計算する額を均等割額は六万四千円を十万四千円に、所得割額は十九万円を二十五万円とした。

税額算定の率を、次のように引き下げた

- ・所得割額は百分の五・五を百分の四・七に
- ・資産割額は百分の二十八を百分の十八に

一般質問

六月定例会には、二氏が登壇し、ハリ・灸・マッサージなどへの村費の補助制度、温泉施設建設などについて質問しました。

ハリ・マッサージなどの

受診者へ、村の助成を

村長——今後、充分に考えてみたい



作 藤 後 議員

最近県内でも、ハリ・灸・マッサージなどに対する町村独自の助成が増えている。骨折・高血圧障害・先天性障害・高齢化障害などがあると思うが、医師の指示以外は保険の対象にならず全額自己負担だ。ハリ・マッサージなどで苦痛が和らげられるものなら、村の助成をするべきでないか。

村長 雄勝町では、一回千円。ただし、一人で年に六回が限度のようだ。

医師の指示を受けない者も含めてとの説だが、私は医師の指示を受けた者を対象としたい。平良にその道の人が来られたようだが、幸寿苑でのデイサービス、その他でできれば結構だと思うので、今後充分に考えてみたい。

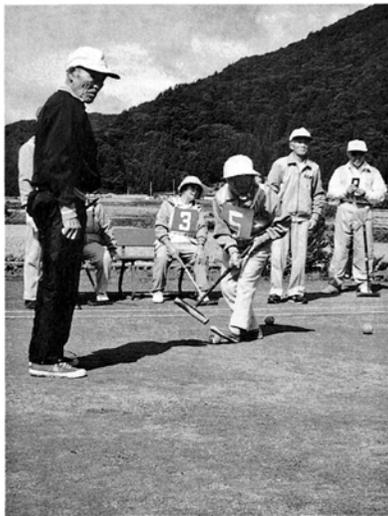
道路安全柵に

なだれの危険

天勝の滝道路が改良工事中だが、急峻な斜面に通ず道路の

ためその安全柵が雪崩に見舞われたらひとたまりもないと思われる。

この道路だけでなく、冬期間交通不能となり、なだれの危険のある場所の安全柵は、取り外しのできる構造が望ましいのではないか。



健康であることが第1……

が、質問の意思は充分尊重して対応する。

村の子牛価格の 低迷対策は

村の畜産に対する手厚い側面支援は高く評価できる。

しかし、最近の子牛の市場価格はおもわしくなく、何らかの早い対応を求められているのではないか。

村長 今までは、繁殖牛を主にしてきた。

この件は、私がこうだと言うことでなく、飼育者・改良組合などを通じて今後の方向付けがなされた場合には、行政として努力する。

為替レートから見ても、飼料はもっと安くできる、安くしろという運動も大切ではないか。

危険な

町村大合併

市町村の広域連合・中核都市構想の答申がなされた。

それは、地方分権の受け皿づくりとも言われている。

市町村が大合併した場合の執行機関は、直接公選制は義務づけずマネージャー制でも良いとされている。

これは、地方自治の根幹を崩すものだ。

村長 県でも具体的なことは掴んでいない。

合併が可能かどうか。現在のところ、そう簡単には行かないでしょう、とだけ申し上げる。

固定資産税は

どう変わる

来年度は、土地の評価替えがあり、今までは違う評価になりそうだが、どこがどう変わるのか。

税務課長 住宅用地の評価を、地価公示価格の七割をメドにする点大きい改正だ。

評価額がほんの少し上がるのが二十一の評価地点のうち十三の地点で、残りは今までより下がっている。

全体としては、そう変わらな

村だけで

赤字補填か

● 秋田栗駒リゾート(株)の赤字補填を、村だけで負うことは、理解できない。

村長 村だけで損失負担をしたくないため、役員会で増資計画を立てて、全部の会社にお願いをした。

しかし、学習研究社とミズノは「増資致しかねる」という。増資した者は、村、千代田海上、秋田銀行、北都銀行、農協、新しく、日本ケーブル、ペジシ

コーラなどからの出資があって、増資額は一億四千五百万円となった。

開業二年目で一億六千万円くらいの売上は、まずまずと思う。

どうする

職員派遣

● リゾート会社に村職員を派遣しているが、地方自治法上の問題が今だに解決していない。ノウハウを持った企業からの職員派遣などを考えないのか。

村長 自治省も職員派遣の法的措置を考えたが、できなかった。村としては、この形態は続けたいと思う。

企業からの職員派遣は、財政面からして、今のほうが良いと

考えている。

村に合った

農政とは何か

● 新農政プランは、中山間地対策の具体的な政策がないままである。

村長は、村に合った対策を考えながら新農政には反対しないと言いが、どう対応するのか。村長 村でできる転作その他では、付加価値の高まる物を、と

カントリーパーク事業の

温泉施設は、もつと手前に

村長——国の財政支援事業等で

ジュネス栗駒スキー場に



治 勇 議員
佐 々 木

● リゾート開発について何う。スキー場も温泉も、村の活性化や若者定住、雇用促進などに、「これが村の柱になる」として議会が賛成した事業である。一部に批判もあるが、スキー場、温泉のいずれも好評だ。しかし、これから造らうとす

考えている。

農家の方々が「花き」とか、「遅出しのイチゴ」の試験をやりたいというので、特別指導を頼んできた。

「今年は、トマトが一番金になるのでトマトをもつと増やしましょう。ハウスが必要だ、それに助成しましょう。ここでできる物に対しては援助もするし、指導員養成もやりましょう。」というのが村の体制である。

成瀬ダム建設に

村の要望はしないのか

● 成瀬ダムの建設は長年の要望であり悲願でもあった。

建設中、または建設後の経済効果に大きく期待している。

一方、ダムを造ってもらえばそれで良い、ありがたかっただけで、良いのか。将来、あま言っておけば良かった、こう決めれば良かった、などということのないよう、村として独自の調査も必要と思うがどうか。

村長 この件については課長会議等で、将来の若い人達のため環境整備を重点に、ダム建設に絡めた村の要望はないか、等を考える会議をした経緯がある。今後、幅広いメンバーでプロジェクトチームを編成し、言葉

は適当ではないが「村が損しない、またどのようなことを要望できるか」を充分検討したい。

真戸橋台線の改良を

県代行でやれないか

● 長年要望している村道真戸橋台線の改良を、県による代行事業で実施するよう強く望むものだが、その見通しはどうか。

村長 滝の沢平良線が用地の関係で一時中止になったとき「この路線を」と建設省・県にお願いし「橋台から」ということでウムシノ橋ができた経緯がある。

この路線も、まず用地確保が前提であり、村単でまず一部手を付け「これは容易でない」ということで、国・県に要望するほうが良いのか、いずれ係に現地を見せるなど努力したい。



改良が待たれる真戸橋台線



議案審議

村税条例改正案

固定資産に係わる部分を抜粋

この条例改正案は、平成六年度に行われる評価替えによって上昇が見込まれる土地評価額により、急激な固定資産税の増額負担とならないように、総合的で且つ適切な調整措置を講ずるという主旨であった。

課税標準額の算出はどうなる

後藤議員 公示額の前に適正な地価というものがあって、それに対する公示額、それに対する評価額という段階で数字が出てくると思っているがどうか。

急激な負担を押しさえる

ための条例改正である
税務課長 今回の評価替えは、課税標準額を公示価格の七割にし、固定資産税を引き上げるといふような主旨ではなく、あくまでも均衡化・適正化を図るのが目的である。
従って、納税者の税負担について、総合的且つ適正な措置を

もって急激な税負担を押しさえるための条例改正である。

総合的且つ適正な措置とは次の三つに集約される。

- ・住宅用地の課税標準の特例措置を、二百平方メートル以下の小規模住宅地は価格の四分の一を六分の一に拡大する。
- ・一般住宅地は価格の二分の一を三分の一に拡大する。
- ・評価の上昇割合の高い宅地に対しては、その上昇程度に応じて、暫定的な課税標準の特例措置を講ずる。
- ・宅地については、よりなだらかな税負担となるように、負担調整措置を講ずる。

負担調整措置の期限が切れた時はどうなるのか

後藤議員 この暫定措置というのには期限があって、負担調整措置などは十二年で終わるとも言われている。

その時は公示価格の七割に課税されることになるのか。

現時点で、将来のことは

答えられない

税務課長 今回の条例で定めること以外については、現段階で答えられない。

六月定例会には、住民税や国保税の条例改正案が提案された。これらの二つの条例改正案に関する質疑応答の主なものを紹介します。

国民健康保険税条例改正案

この条例改正案は、国保税の減税を主な内容とするもので、所得割や資産割税額の算定基礎となる率が引き下げられている。この条例についての主な質疑は、課税限度額のことや応能応益の負担割合のことなどについてであった。

課税限度額は

すでに上限ではないのか
後藤議員 課税限度額を四十六万円から五十万円に引き上げる

というが、限度額の引き上げはすでに限度に達しているのではないか。

税額の低所得者等への影響を考慮している

税務課長 近年のように所得が向上しているとき、課税限度額を引き上げないでいると、そのしわよせは低所得者・中間所得者の税額へ響いてくる。そこで、毎年少しずつ引き上げている。

本年度的場合、五十万円を越える世帯は六世帯くらいと予想している。

四割・六割軽減の

取り扱いを伺う

後藤議員 四割軽減六割軽減の取り扱いはどうなるのか。



田子内の住宅地

法に基づいて

算定する

税務課長 六割軽減は住民税の基礎控除が三十一万円を越えない世帯について、応益割の六割を軽減すると決められている。

本年度の六割軽減世帯は百二十九世帯、四割軽減世帯は百二十四世帯くらいと予想している。

応益割割合の均衡化は

税負担増にならないか

後藤議員 前年度では応益と応能の割合が六対四であったが、今年度は均衡している。

均衡することによって低所得者の負担増にはならないか。

軽減措置で

救済できる

税務課長 国の指導は五対五に近付くようになっている。

これが低所得者の負担増になるかという点については、六割軽減四割軽減の制度で救済できると考えている。

繰越金は

減税に回すべきだ

後藤議員 前年度も言ったが、繰越金は六月補正に計上し減税に回すべきだ。

村の国保税は

決して高くない

村長 村の国保税は、全県的に比較しても決して高くない。

臨時議会

議会推薦の農業委員(二名)を選任

平成五年七月十九日で任期満了となる村の農業委員のうち、議会推薦の農業委員には、次の二名が選任された。

佐藤 岩雄 (六十一歳)

田子内字塞ノ神一四四

柳 邦夫 (六十三歳)

田子内字若宮四一―三

今回選任された農業委員は、本年七月から平成八年七月の三年間の任期です。

平成五年度一般会計補正予算案が提出された

主な内容は、横手市にできる秋田ふるさと村への出資金や、若者定住促進緊急プロジェクト

関連事業費、及び須川高原線のバス運行再開に関連する費用などを措置するというものでした。



10年ぶりに再開された、須川行きの定期バス(土、日、祝日と祝日の前)(日に2往復が運行される)

去る、七月十六日に臨時議会が召集された。

この臨時会の案件は、議会推薦の農業委員選出と入道簡易水道工事、ジュネス栗駒第三ベアリフト建設工事の請負契約の承認案件など四件であった。これらの案件はすべて原案どおり可決・承認となった。

請負契約締結の承認を求める案件

入道地区、簡易水道施設整備

ジュネス栗駒第三ベアリフト

工事の請負契約締結について、建設工事の請負契約締結について承認を求める議案

承認を求める議案

契約の金額

一億八千三百八十五万五千円

契約の相手

秋田市大町

日の出施設工業(株)

一億六千七百三十七万五千円

契約の相手

新潟市大通

日本ケーブル(株)新潟支社

極左暴力集団等の排除に関する決議

最近の極左暴力集団は、爆発物や時限式発火装置を使用するなど、暴力的破壊活動を一層強め、しかもその対象が無差別となつて、一般住民を巻き込むなど、極めて凶悪化しており、過激な暴力的破壊活動に対し、すべての国民は激しい怒りを抱いている。

このような反社会的行為は、法と秩序に挑戦し、民主主義を根底から否定するものであり、法治国家として断じてこれを許すことはできない。

よって、本議会は安全で平穏な生活を確保するため、こうした極左をはじめ、すべての暴力集団の排除について広範囲な世論を喚起するとともに、健全なる社会秩序の維持強化に動めることをここに表明するものである。

以上決議する。

平成五年六月十八日

秋田県雄勝郡東成瀬村議会

部落要望視察

あなたの部落の要望はこのように

＝ 村議会議員が現地を視察調査 ＝



今年も水路改修などの要望が多かった

議会では村内各部落から、村に対する事業要望などを取りまとめ、それに基づいた現地視察を行った。
視察は六月三日と四日の両日実施され、各部落からは部落長さんをはじめ役員の方々が事情説明などに立ち会われ、議会では要望事項や要望内容を確認することができた。

（各部落の要望事項とそれに対する村の方針は次のとおり。）

議会では、これらの要望事項等に対する村の対応や処理の方法などについて、村長に確認を求めておりましたが、このほどその回答を次表のとおりいただいた。
また、国や県に対して事業実施を要望して行くものについては、議会としても強力にこれを推進することになっている。

平成5年度部落要望事項と処理方針

部落名	要 望 事 項	処 理 方 針
滝ノ沢	① 村道不動沢線の改良舗装を。(代行路線の分岐点より大日向線入り口まで。)(L=1200m、W=5.0m)	継 ・H4年度より年次計画で継続中。
	② 若宮線の新設を。(佐藤一雄宅東より柳邦夫宅西までの環状線。)(L=500m、W=4.0m)	継 ・用地の条件が無理で困難。
	③ 村道不動沢線及び大日向線の部分舗装。(急勾配箇所(4箇所)の舗装。)<不動沢線の主な箇所>=雪崩供養塔より下流300m、大日向神社より上流400m	継 ・年次計画で対応したい。
	④ 簡水のエタニット管解消と消火栓の設置(部落内の関係部分全線)	継 ・6年度以降の着工予定であったが、下水道整備計画もあることから、今後住民と協議して実施時期を検討する。
⑤ 農村広場の用途変更と移設移転。(部落の当初の計画のとおり、墓地区画用地とする。)(ベンチ5基、ブランコ1基、他、樹木)	新 ・農林事務所の指導は同地区に同等以上の広場を整備したうえで転用とのことで、地区との協議のうえ検討して行きたい。	
下田	① 村道沢方・下田線のコンクリート舗装を。(特に平成4年度工事箇所の上部近が急傾斜地のため、降雨時に悪路になる。)(L=150m、W=全幅)	継 ・今年度分は発注済み。今後年次計画で。
	② 村道下田1号線の全面改良舗装を。(舗装の痛みがひどいので、山谷自動車前から下田神社前までの全面改良舗装を。)(L=300m)	継 ・今年度補修あり、今後全線改良について検討。
	③ 鐘楼の新築移転を。(鐘楼の老朽化が進み非常に危険なので早期に新築移転を。)	継 ・希望地は危険なことから、再度部落長と協議する。
	④ 防護柵の設置を。(ガッケ山の雪崩止め上部の古跡蔵溪城見学道路付近が非常に危険なため防護柵の設置を。)(L=50m)	継 ・危険箇所の看板を立てるよう検討していきたい。
田子内	① 土井三郎宅横から斎藤正宅に至る道路の改良を。(現道は幅員約2m、これを冬期間の除雪が可能な道路にして欲しい。)(L=80m、W=4.0m)	継 ・現道幅員での冬季除雪は無理であり、最低幅員4mが必要。(用地決定後考慮)
	② 吉田正敏宅横から堤防道路に至る道路の改良を。(拡幅改良をして、冬期間の除雪が可能な道路にして欲しい。)(L=50cm、W=4.0m)	継 ・現道幅員での冬季除雪は無理であり、最低幅員4mが必要(用地決定後考慮)
	③ 街並みづくり(国道の田子内部落通過部分のカーブ(まるウ商店前と沼倉理容所前)の改良と、除雪による水害の解消などの他、街並みづくりにより村・部落を活性化するような制度が、国あるいは県において作られていないかの調査方を願う。)	継 ・まちづくり特対事業(地総債)街並み整備事業(一般事業債)(交付税算入40%)
	④ 大沢・下田線(シルクライン)の急勾配部分の舗装。(田子内・下田部落の農林作業道として、また観光道路として大事である。)	継 ・今年度分は発注済み。
	⑤ 北方から十二橋に至る道路の拡幅改良を。(この間を拡幅改良しておいて、新設されるバイパスに接続された時も、これまでのように通行できるようにしてほしい。)	新 ・計画ではバイパスに接続され、通行できることになっている。

部落名	要 望 事 項	処 理 方 針	
平 良	① ふれあい広場にグレーチングの取り付けを。(工事の際に予算の関係から35枚だけ設置し残りは持ち帰った。東小のナベッコ遠足等の使用もあることから危険である。)(30cm、37m枚)	継	・農村広場として広く利用されているので財政等と協議していきたい。
	② 岩ノ目沢の本流と西ノ沢の合流付近の護岸工事を。(継続事業として林道工事をやっているが、2年目の工事によって流れが変わり畑が流され始めた。)(30m位)	新	・林道岩ノ目線の工事発注と同時に水の流れを変えたい。
	③ 平良宗一宅前より幸寿苑を経て佐藤米吉宅までの村道の舗装工事を。(L=700m、W=4.0m)	継	・財政等と協議しながら検討。
	④ 真木沢の林道の改良工事を。(L=1,000m、W=4.0m)	継	・岩ノ目線終了後検討
	⑤ 村道墓の下線の改良工事を。(旧道で狭い道だが、惣一さんが身体具合が悪く困り事相談に出ている。3年前より除雪はしてもらっている。)(L=150m、W=4.0m)	新	・改良工事については、場所的(墓等)に無理で、大型車の通行もない状況であり検討を要する。
肴 沢 ・ 蛭 川	① 林道、元山線の元山橋から遊園地間へガードレールの設置を。(L=20m)	継	・H5年度で発注済み
	② 村道、平良線にふた付きU字溝を。(素掘側溝のため、車の通行毎に側溝が埋まり、水が道路に流れ路肩が浸壊してゆく。)(猿橋の平良勝雄宅から東へ100m)	新	・道路維持補修で対応したい。
	③ 林道、前山線に雪崩防止対策を。(今年着工予定の流雪溝取水口の上部が時々ゴミ詰まりをするため、水を立てに行くとき危険である。今年も大きな雪崩があった。)	新	・県工事となるので、農林事務書に要望していく。
	④ 林道、船ヶ沢線の改良舗装を。(毎年継続施行していただいているが今後とも継続して改良を願いたい。)	継	・年次計画で対応。
	⑤ 蛭川、村尻の雪崩防止対策を。(上部の杉林まで雪崩が来ており、下には民家もあるため予防対策として。)	継	・県工事となるので、農林事務書に要望していく。
岩 井 川	① 孫太郎沢下流水路の改良。(国道342号線の南側。)	新	・農道との関係あり、検討する。
	② 岩井川小学校体育館裏の村道改良を。(小学校体育館裏側の側溝改良を。現状舗装でもやむを得ない。)	継	・現状幅員で改良しても、冬季除雪もできないので検討したい。
	③ 川通、沼又線の改良を。(ジュネス栗駒スキー場道路の建設によって立ち消えの状態だが、重要な路線であるので改良を。)	継	・財政等と協議のうえ検討していきたい。
	④ 入道線(地蔵坂)の改良舗装を。(村道であるが未改良・未舗装であるので、拡幅と舗装を。)	継	・工事費も多額であり慎重に調査をし対応の必要あり。
	⑤ 旧道の改良舗装を。(村道域下線から富田辰男宅前まで。)	新	・財政等と協議のうえ検討していきたい。
手 倉	① 真戸・椿台線の拡幅改良と舗装工事を。(継続してのお願い。)	継	・県代行又は有利な補助事業考えているが県代行実施まではルート調査、用地買収後になる。現地視察では一部に、現道に待避所があればとの声あり検討
	② 菊地総宅より菊地洋宅の間に、(仮称)山岸線の新設を。(この間が緊急時の際に車の進入ができないこと、及び冬期間の除雪等ができないため。)(L=800m、W=4.0m)	継	・ルートを、部落立ち会いのうえ調査し、その後検討したい。
	③ 手倉橋より佐々木俊喜宅までの間の側溝の改良を。(L=150m)	新	・H5年度で発注済み。
	④ 茂畑の岩ノ目沢橋より狼沢橋に至る旧道の改良を。(旧道が荒廃し通行不可能ですので、改良を。)(L=600m、W=4.0m)	新	・現道から国道342号のとりつけは段差の関係で無理であり、用地関係者で要望を聞いていないとのことであったこと、用地については同意できないとのこと。
	⑤ 馬乗小路地区の防火水槽を。(消火栓の水圧が低いため。)	新	・検討する。
椿 台	① 用水路の改修を。(松ヶ沢林道入口付近で、小五里台部落の生活・農業用水路が雪害で崩落し、現在応急処置をしている。)(L=30m)	新	・農業災害になるか土改良課と、現地を見て検討したい。
	② 用水路の改修を。(椿台部落の用水路の地山が雪害で浸壊し、現在応急処置をしている。この際、狼沢橋下流から鈴木健一宅前までの間の改修を。)(L=150m)	継	・村補助の資材支給で実施したい。
	③ 排水路の整備を。(この水路には学校・公民館の雑排水も合流するが、高低差がないため、流れが悪く、しかも国道をパイプで横断しており、大雨時には水害を起こすし、濁水期には水がよどむ。)(鈴木喜一郎宅裏から成瀬川までの間、L=250m)	継	・国道との関連もあり、土木事務所と協議したい。
	④ 学校前道路の拡幅改良を。(現道の路肩が傾いていること、学校前記念碑付近の見通しが悪いこと、などからこれを拡幅改良をして欲しい。)(学校前から鈴木秋雄宅前まで、L=110m)	継	・記念碑の移転等も要望あり教育委員会等と協議しながら検討したい。
	⑤ 農道の整備を。(ウル井地区の道路が狭く危険であることから、現道でも良いので、舗装改良して欲しい。)(L=400m)	継	・工法等協議のうえ、検討したい。
五 里 台	① 小桐ノ木沢周辺の地滑り対策を。(五里台部落水路のコレゲートバルブの被損による。上には道路、下には水路があるので、止めてもらいたい。)(L=150m)	新	・工法等部落と協議のうえ、検討したい。
	② 切留沢の土砂流出防止を。(水道水源地に行く道路の下の土砂流出のため。)(3面ブロックで、L=100m、W=2.0m、H=3.0m)	新	・工法等部落と協議のうえ、検討したい。
	③ 神社前より三夫宅前までに流雪溝の設置を。(冬期間の国道除雪のため、道路に水が流れる。)(L=150m)	新	・県に要望中。
	④ 高橋松治宅前より小銀沢間にU字溝の設置を。(側溝が狭いため、大雨の時には溢れ出し国道を横断して田圃に流れ込むので。)(L=200m)	継	・県に要望。
谷 地	① 大深沢出口の地滑り対策を。	継	・H5年度に県単事業で実施予定
	② 東通り農道に採石を入れてもらいたい。(高橋良美宅横から谷地墓地横まで。)(L=300m)	継	・管理区分等協議のうえ、検討したい。
天 江	① 幸雄宅より竹雄宅を回る道路の改良と舗装を。(国道から幸雄宅を経て竹雄宅から国道へ出る道路を改良・舗装して欲しい。)	継	・測量と県との交差点協議等が必要であり大柳旧道線終了後検討したい。
	② アンテナ道の急坂をコンクリート舗装に。(天江から入って、大柳の管理区分へ出るまでの間の急坂部分の改良を。)	新	・工法等部落と協議して進めていきたい。
	③ 国道から貞男宅へ入る道路付近の側溝改良を。(側溝がつぶれて用を成しておらず、雨のたびに溢れる。)	新	・県に要望したい。
大 柳	① 村道の拡幅改良を。(高橋静夫宅から高橋富雄宅の間の現道が狭く、車両の通行ができない。)(L=500m、W=4.0m)	継	・H5年度で測量(概略)。その後用地測量と用地買収着工。
	② 大柳沢の作業道の拡幅を。(現道が狭く車両の通行に危険なため、特に「やせながわ」付近。)(L=200m)	継	・部落と利用状況を協議し検討したい。
	③ 水路用U字溝の現物支給を。(毎年支給を受けているが、今年もお願いする。)(60cm×1m×60本)	継	・村の資材費支給で実施したい。
	④ 砕石の現物支給を。(軽車両の通行に危険なため。国道から鈴木秀男宅の間に敷地する。)(L=200m)	新	・道路の管理区分に応じて、支給するか検討する。
草 ノ 台	① 作業道、ツキノキ線の整備を。(坂道の要所をコンクリート舗装に、継続して修理を願う。)(5ヶ所くらい)	継	・工法等部落と協議のうえ検討したい。
	② 部落内東側用水路にU字溝を。(ワサビ沢から引いている用地路の東側約300m位の間の、約100m位の所が、沢ガニなどによって穴を開けられ漏水するので、この区間にU字溝を入れたい。年次計画でも良い。)(30cm×2m×20本)	新	・村補助による資材支給で実施したい。
菅ノ 台	① 村道逆川線を現道で簡易舗装を。(菅ノ台入り口分岐点から橋までの間。)	継	・年次計画で対応したい。
	② 中森用水路にU字溝の現物支給を。(30cm×1m×60m)	継	・村補助の資材支給で実施したい。

私もひとごと

全村一区の議員さん



滝の沢 佐々木克郎さん

地方自治について不学な私がこの欄にふさわしい意見を述べることは難しいことですが、この機会に村議会の議員さんはいくらあっても欲しいという極めて素朴なお願いをしたいと思います。今更、言うまでもないことですが、議員さんは部落選出ではなく全村一区の出身だということです。

たしかに、人によっては血縁とか部落民という現実的な一面はありますが、当選した以上は村全体を視野に入れて行動する人であって欲しいと思います。議員としての仕事は出身部落の利益誘導だけ、ということでは情けない話です。(部落の事は部落長がやることです。)

議会は行政のチェック機関としての役割を果たすため、議員さん一人一人が村全体の発展について明確な展望を持って欲しい。そのうえで、行政とは一線を画し、議会の独立性を保ち、積極的な責任ある言動を期待したいと思います。この議会だよりの行間から、個々の議員さんの力量と見識を伺いたいものです。

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める陳情
治安維持法犠牲者国家賠償同盟秋田県本部
代表者 加賀谷喜一郎

このようになりました

みなさんからの 請願・陳情

採択とした
〔請願・陳情・意見書案(五件)〕

▼消費税について、食料品非課税を求める意見書の採択に関する請願
消費税をなくす秋田県の会

▼食管制度を遵守し生産費所得補償方式による生産者米価(政府買入価格)の大幅な引き上げを求める請願
秋田県米価対策共闘会議

代表者 船越あき子
(関係省庁等へ意見書を提出)

▼平成五年度産米の政府買入価格並びに米市場開放阻止に関する陳情
東成瀬村農業協同組合
組合長理事 高橋東美外一名

▼学校事務職員並びに栄養職員に対する給与と二分の一国庫負担制度の維持に関する陳情
秋田県教職員組合
中央執行委員長 平野 雄

議長 松倉多助
(関係省庁等へ意見書を提出)

▼高齢者保健福祉十ヶ年戦略の実施に関する財政措置を求める意見書の提出について
(関係省庁へ意見書を提出)

不採択とした
〔請願・陳情・意見書案(三件)〕

▼学習指導要領の見直しを求める請願
秋田県教組雄勝支部
執行委員会 沼倉泰佐

▼地方交付税の充実を求める意見書の提出について

▼固定資産税の大幅な増税のための評価替え中止に関する意見書の提出について

閉会中の継続審査とした
〔請願・陳情(二件)〕

▼小選挙区制・小選挙区比例代表「併用制」「連用制」の導入に反対する陳情
小選挙区制粉砕秋田県
共闘会議議長 斎藤重一

▼治安維持法犠牲者への国家賠償を求める陳情
治安維持法犠牲者国家賠償同盟秋田県本部
代表者 加賀谷喜一郎

編集室

・六月定例会は十四日に召集、十八日で終わったが、最終日には国政レベルにおいて、自民党の分裂、衆議院解散と慌しい一日であった。

・このごろ不透明という言葉が多く耳にする。国の政治経済も、身近なことでは農産物価格や家畜市場などがみな先行き不透明。
・視点を村に移せば、ジュネス栗駒が五千万円の損失、須川と沼又の温泉施設も村費の膨大な持ち出しで維持している。これも先行き不透明。

・村興し、活性化、という錦の御旗で赤字補填できる会社は別として、円高不況で解雇・倒産するなどの民間零細企業もあることを忘れてはならない。
・六月定例会に、梅雨の晴れ間のような明るい議案があった。出生祝い金条例である。

・これは、新しい生命の誕生を祝うものであって、時代に即応した行政ではないかという議会の強い要望で実現した。
・二十年、三十年後の村の将来を担う新生児が、健やかに育つことを祈って、ささやかな祝い金に拍手を添えて贈りたい。
(柳 邦夫)